

令和元年 10月1日から 幼児教育・保育無償化がスタートします

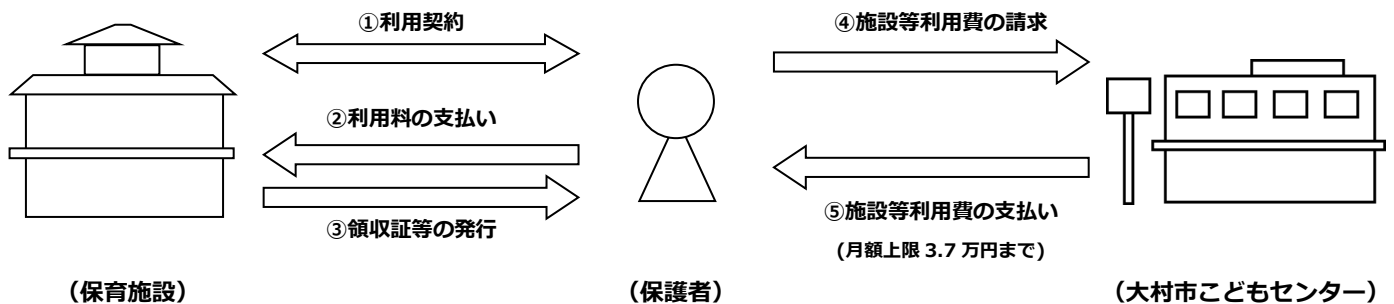
【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定」**を受ける必要があります。
 - ◇ 認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - ◇ 「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用と同等の要件があります。（主な要件…就労、妊娠・出産、就学、障害、介護、求職活動）
- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。**
 - ◇ 大村市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、大村市こどもセンターに申請することが必要です。
 - ◇ 無償化の対象は保育料（利用料）です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

【対象となる施設・事業】

- 都道府県等に届出をした「**認可外保育施設**」（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え、「**一時預かり事業**」「**病児保育事業**」「**ファミリー・サポート・センター事業**」が対象です。
 - ◇ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

【基本的な手続きイメージ】



【お問合せ先】

大村市こども政策課

住 所：〒856-0832 大村市本町 413-2 大村市こどもセンター

T E L：0957-54-9100 F A X：0957-54-9174